

ハイ!
こちら
相談室

多重債務による自己破産

自己破産とは、返済不能状態の人に、再起更生をはかる非常手段であり、最後の手段です。

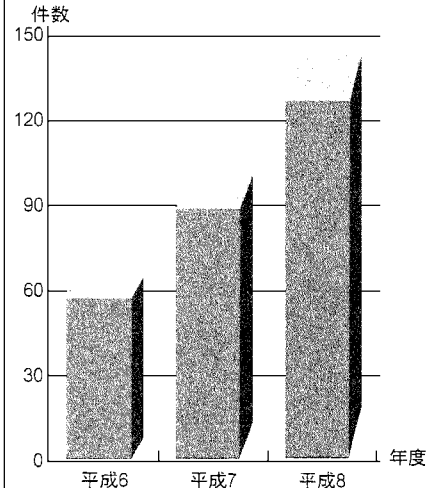
《多重債務と自己破産の実態》

県消費生活センターに寄せられる相談のなかで、特に目立っているものが、サラ金からの借金やクレジットカードの使いすぎによる多重債務者からの相談です。

多重債務に陥ってしまった原因は、長引く経済不況による生活苦やぜいたく品の購入、自動車の購入資金、悪質商法の被害、事業資金など様々です。

この傾向は全国的なもので、平成9年の個人の自己破産申し立て件数は7万件を超え、過去最多数となりました。

県消費生活センター
多重債務に関する相談の推移



相談内容

父親が26歳の娘のことで相談にきました。娘は収入面のことを考えず、貴金属などを次々と購入し、数社のサラ金などから多額の借金をして返済できず困っているという相談でした。

詳しい内容を聞くため、本人に来所してもらうことにしました。

2年位前のOL時代から、指輪やネックレスなどを買うようになり、その後も勧められるままに次々と買っていききました。その外にも洋服や自動車用品、遊興費などに使うため借金をしてその返済のためにまた借金を繰り返すようになった。厳しい取り立ての電話が職場にひんぱんに掛かるようになり、退職したということです。

現在、アルバイトをしているが、サラ金7社、クレジット会社4社、カード利用など300万円以上の負債があり、返済ができない状態です。

処理結果

多重債務に陥ってしまった場合の債務解決方法は、任意整理、調停、自己破産があります。いずれの方法が良いのか弁護士に相談するよう勧めました。その結果、弁護士の助言を得て、自己破産の申し立てを裁判所へ提出することにしました。

アドバイス

- ・返済可能な範囲で買い物・借金をする。
- ・契約の重要性和自己責任の認識を持つ。
- ・常に債務総額を把握し、安易に自己破産はしない。

人権擁護委員制度をご存知ですか

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的な人権の擁護と人権思想の普及と高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和二十三年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌二十四年六月一日に人権擁護委員法が施行されました。これにより国民の基本的人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生しました。これが、我が国における人権擁護委員制度の始まりです。また、本制度は世界人権宣言とともに本年で五十周年を迎えます。

最近の我が国の社会経済の厳しい状況と国民の権利意識あるいは価値観などの多様化に伴い、自己の「人権」のみを主張し、他人の「人権」を軽視する風潮が見受けられるとともに、様々な態様の人権侵害事象が数多く発生するなど、人権問題はなお深刻な状況にあります。

こうした中、平成七年から「人権教育のための国連十年」が開始し、昨年七月には同十年に関する国内行動計画が策定され、普段から学校、職場、家庭、地域社会など様々な場面で、人権とは何かということを各人が考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められています。

そこで、法務省と全国人権擁護

委員連合会では、これを機会に、一人ひとりが人権について、改めて考えてほしいとの願いを込め、啓発活動重点目標を考えよう、あなたの人権、わたしの人権、世界人権宣言五十周年」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。

全国人権擁護委員連合会では、六月一日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせています。都留市にも市長から推薦され、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員の皆さんがいます。

秋山一仁 下谷三丁目3-27 ☎(45) 1121
朝田啓子 朝日曾離1476 ☎(48) 2126
石井篤子 中央三丁目4-6 ☎(43) 3234
小林一夫 四日市場1057-1 ☎(45) 0712
小林建二 中津森303 ☎(43) 0763
重森幹成 小野819 ☎(43) 3976
山本正子 上谷四丁目8-8 ☎(43) 0278
渡辺恭二 鹿留2260 ☎(43) 2980
(順不同・敬称略)

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。